
4 5 2 8. 貨物取扱登録（改装・仕分）

業務コード	業務名
CHS	貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し
CHS01	貨物取扱登録（改装・仕分）

1. 業務概要

保税蔵置場に蔵置されている貨物に対して改装・仕分けまたはスプリット情報仕分け（以下、情報仕分けという。）を行う。

本業務を行った場合は、取扱保税蔵置場の管理者により「貨物取扱確認登録（改装・仕分）（CFS）」業務が必要となる。

なお、他所蔵置場所に蔵置されている貨物に対して本業務を行う場合は税関への貨物取扱届となる。

また、本業務で登録した情報の取消しは、取扱保税蔵置場の管理者が本業務にて取消しを行うことができる。ただし、取扱保税蔵置場が他所蔵置場所の場合の取消しは、税関が行う。

(1) 「貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し（CHS）」業務の場合

入力されたAWB番号から、システムに登録されている貨物情報の呼び出しを行う。

(2)「貨物取扱登録(改装・仕分)(CHS01)」業務の場合

保税蔵置場に蔵置されている貨物に対して改装・仕分けまたは情報仕分けを行う。

本業務にて行う機能は以下のとおりである。

(A) 貨物取扱（改装・仕分）の登録

(a) 改装・仕分け

保税蔵置場に蔵置されている貨物に対して改装・仕分けを行うことができる。(図1 改装・仕分けをした貨物の関係図を参照。)

(b) 情報仕分け

未到着便のあるスプリット貨物に対しては、本業務により情報仕分けを行うことができる。情報仕分け子のスプリット貨物は全量到着済になるのを待たずに情報仕分けされた単位に輸入申告等の輸入通関手続きが可能である。

また、先行便に対して情報仕分けを行った場合は、後続便に対しても同様に情報仕分けを行う必要がある。ただし、保税運送申告（包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録、特定保税運送情報の登録及び貨物移動情報の登録を含む。以下同様。）及び貨物取扱（内容点検）の手続きは情報仕分けなしで行える。

なお、改装・仕分けが2つ以上の仕分数から可能なのに対して、情報仕分けは仕分数1つのみ可能である。

(B) 貨物取扱（改装・仕分）の時間延長

本業務により、登録した改装・仕分け及び情報仕分けの取扱時間を延長することができる。

ただし、入力者は貨物取扱（改装・仕分）の登録を行った利用者でなければならない。

(C) 貨物取扱（改装・仕分）の取消し

本業務により、登録した改装・仕分け及び情報仕分けの情報を取り消すことができる。

ただし、入力者は取扱保税蔵置場の管理者（取扱保税蔵置場が他所蔵置場所の場合は、税関）でなければならない。

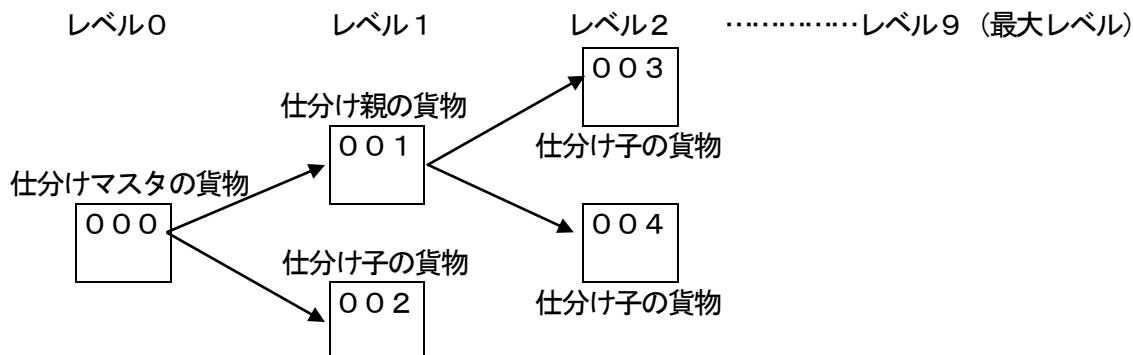


図1 改装・仕分けによる貨物の関係図

仕分けマスタの貨物、仕分け親の貨物及び仕分け子の貨物の関連については次のとおりである。

- ①仕分けマスタの貨物とは、最初の仕分け親の貨物である。
- ②仕分け親の貨物とは、改装・仕分けの対象となった貨物で、以降の業務の処理の対象とはならない。
- ③仕分け子の貨物とは、改装・仕分けにより作成された貨物で、以降の業務の処理の対象となる。
- ④改装・仕分けされたいずれの貨物に対しても、「０００」の貨物が仕分けマスタの貨物である。
- ⑤「０００」、「００１」、「００２」の３つの貨物の関係は、「０００」の貨物が仕分けマスタの貨物及び仕分け親の貨物であり、「００１」と「００２」の貨物が仕分け子の貨物である。
- ⑥「００１」の貨物を基準にすると、「００３」、「００４」の貨物が仕分け子の貨物であり、「０００」の貨物が仕分けマスタの貨物である。
- ⑦「００３」、「００４」の貨物を基準にすると、「００１」の貨物が仕分け親の貨物であり、「０００」の貨物が仕分けマスタの貨物である。
- ⑧仕分けを繰り返すことによって、仕分けのレベルが１つずつ加算されていくが、レベルの最大値は「９」までとする。

2. 入力者

税関、航空会社、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場

3. 制限事項

- ①１業務で入力可能な仕分け子の貨物件数は最大８件とする。ただし、情報仕分けを行う場合は、１件とする。
- ②１件の貨物に対して、仕分けできる件数は９９９件までとする。
- ③改装・仕分けを行う場合は、仕分けのレベルは９までとする。
- ④情報仕分けを行う場合は、仕分けのレベルは１までとする。

4. 入力条件

(1) CHS業務の場合

(A) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②取消しの場合は、取扱保税蔵置場の管理者であること。ただし、取扱保税蔵置場が他所蔵置場所の場合の取消しは、税関であること。
- ③時間延長の場合は、登録時と同一の利用者であること。
- ④中断後の継続登録の場合は、登録時と同一の利用者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) 貨物取扱（輸入）情報DBチェック

時間延長または取消しの場合は、入力された仕分け親に対する輸入貨物情報に登録されている貨物取扱番号に対する貨物取扱（輸入）情報が貨物取扱（輸入）情報DBに存在すること。

(D) 輸入貨物情報DBチェック

(a) 仕分け親チェック

(ア) 登録の場合

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②MAWBでないこと。

- ③ULDでないこと。
 - ④入力された取扱保税蔵置場に蔵置中であること。
 - ⑤保税運送申告がされていないこと。
 - ⑥貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
 - ⑦訂正保留中でないこと。
 - ⑧税関届出を必要とする事故情報がある場合は、「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により事故確認が行われていること。
 - ⑨改装・仕分けの場合は、以下のチェックを行う。
 - ・仕分け親でないこと。ただし、中断中の場合を除く。
 - ・全量到着済であること。
 - ・輸入申告等の許可済みでないこと。
 - ⑩情報仕分けの場合は、以下のチェックを行う。
 - ・スプリット貨物で、かつ全量到着済でないこと。
 - ・情報仕分けがされている場合は、CFS業務が行われていること。
 - ・情報仕分けがされていない到着便が存在すること。
 - ・輸入申告等の許可済みでないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱い（J申告）、到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物において、到着個数の合計が許可個数に満たない場合を除く。
 - ⑪「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。
 - ⑫「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務により仕合わせされた仕合わせ親でないこと。
 - ⑬PCH業務により以下の登録が行われていないこと。
 - 「廃棄届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
 - 「貨物の移動差止」
 - 「貨物手作業移行」
 - ⑭「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務により許可・承認登録がされていないこと。
 - ⑮「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」
 - ⑯入力された取扱保税蔵置場が他所蔵置場所である場合には、税関による「貨物確認情報登録（PKG）」業務または「貨物確認情報訂正（CPK）」業務により、他所蔵置の旨が登録されていないこと。
 - ⑰HAWBの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。
- （イ）時間延長または取消しの場合
- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
 - ②時間延長の場合は、本業務による1回の取扱いに対する登録中でないこと。
 - ③CFS業務が行われていないこと。

(b) 仕分けマスタチェック

前述の仕分け親チェックにより、入力されたAWB番号が仕分けマスタの貨物でない場合は、仕分け親の輸入貨物情報に登録されている仕分けマスタのAWB番号に対する輸入貨物情報DBが存在すること。

(2) CHS01業務の場合

(A) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②取消しの場合は、取扱保税蔵置場の管理者であること。ただし、取扱保税蔵置場が他所蔵置場所の場合の取消しは、税関であること。
- ③時間延長の場合は、登録時と同一の利用者であること。
- ④中断後の継続登録の場合は、登録時と同一の利用者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) 貨物取扱（輸入）情報DBチェック

時間延長または取消しの場合は、入力された仕分け親に対する輸入貨物情報に登録されている貨物取扱番号に対する貨物取扱（輸入）情報が貨物取扱（輸入）情報DBに存在すること。

(D) 輸入貨物情報DBチェック

(a) 仕分け親の輸入貨物情報DBチェック

(ア) 登録の場合

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②特殊貨物である場合は、仕分け子の貨物に仕分け親の貨物と同じ特殊貨物記号が入力されていること。ただし、最初の登録の場合のみチェックする。
- ③MAWBでないこと。
- ④ULDでないこと。
- ⑤入力された取扱保税蔵置場に蔵置中であること。
- ⑥保税運送申告がされていないこと。
- ⑦貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- ⑧訂正保留中でないこと。
- ⑨税関届出を必要とする事故情報がある場合は、PCH業務により事故確認が行われていること。
- ⑩改装・仕分けの場合は、以下のチェックを行う。
 - ・仕分け親でないこと。ただし、中断中の場合を除く。
 - ・全量到着済であること。
 - ・輸入申告等の許可済みでないこと。
- ⑪情報仕分けの場合は、以下のチェックを行う。
 - ・スプリット貨物で、かつ全量到着済でないこと。
 - ・情報仕分けがされている場合は、CFS業務が行われていること。
 - ・情報仕分けがされていない到着便が存在すること。
 - ・輸入申告等の許可済みでないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱い（J申告）、到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物において、到着個数の合計が許可個数に満たない場合を除く。
- ⑫AHS業務により仕分けられた仕分け親でないこと。

- ⑬ A H T 業務により仕合わせされた仕合わせ親でないこと。
- ⑭ P C H 業務により以下の登録が行われていないこと。
 - 「廃棄届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
 - 「貨物の移動差止」
 - 「貨物手作業移行」
- ⑮ P A I 業務により許可・承認登録がされていないこと。
- ⑯ P A K 業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」
- ⑰ 入力された取扱保税蔵置場が他所蔵置場所である場合には、税関による P K G 業務または C P K 業務により、他所蔵置の旨が登録されていないこと。
- ⑱ H A W B の場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。
- (イ) 時間延長または取消しの場合
 - ① 入力された A W B 番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報 D B に存在すること。
 - ② 時間延長の場合は、本業務による 1 回の取扱いに対する登録中でないこと。
 - ③ C F S 業務が行われていないこと。
 - ④ 時間延長の場合は、入力された取扱開始年月日が、改装・仕分けまたは情報仕分けで登録した取扱終了年月日より過去でないこと。
- (b) 仕分けマスタの輸入貨物情報 D B チェック

入力された A W B 番号が仕分けマスタの貨物でない場合は、仕分け親の輸入貨物情報に登録されている仕分けマスタの A W B 番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報 D B に存在すること。

5. 処理内容

(1) C H S 業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして出力する。

- ① 登録を行うには再送信が必要である。
- ② 貨物取扱登録対象となる仕分け子が 8 件を越える。

(2) CHS01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 貨物取扱番号払出し処理

最初の登録の場合は、貨物取扱番号をシステムにより払い出す。

(C) 仕分け子枝番払出し処理

入力された仕分数より仕分け子枝番を払い出す。

ただし、情報仕分けの場合は、1件の仕分け子枝番を払い出す。

なお、1回で払い出す仕分け子枝番は最大8件とし、仕分数が8件を越える場合は入力された貨物取扱(改装・仕分)情報の登録を行い、正常処理された場合に次の仕分け子枝番を払い出す。

払い出すAWB番号は以下の条件による。(図2 仕分け子枝番関係図を参照。)

- ①入力されたAWB番号に、仕分け子枝番を付与したAWB番号を払い出す。
- ②仕分け子枝番は仕分けマスタの貨物単位で払い出し、001から999までの連番とする。
- ③仕分け子枝番は、既に払い出されている最大枝番の次の番号を連番で払い出す。

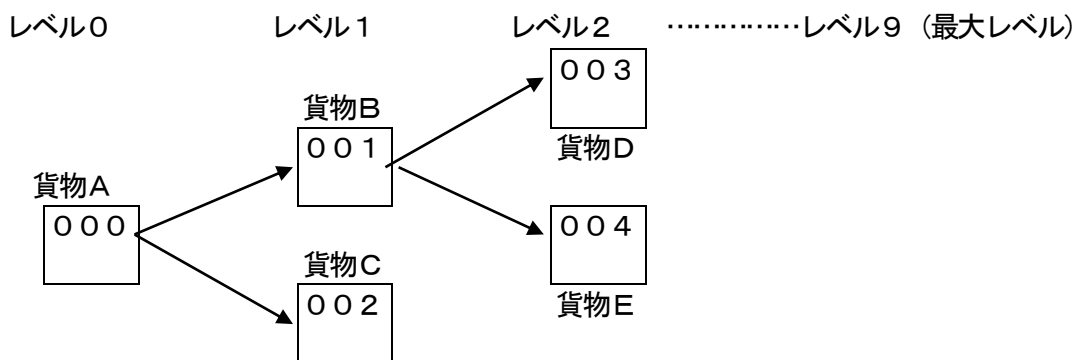


図2 仕分け子枝番関係図

(D) 輸入貨物情報DB処理

(a) 仕分け親の輸入貨物情報DB処理

入力されたAWB番号が仕分け親の貨物または仕分けマスタの貨物の場合に、以下の処理を行う。

(ア) 登録の場合

- ①貨物取扱(改装・仕分)を行った旨を登録する。
- ②仕分け親の貨物または仕分けマスタの貨物である旨を登録する。
- ③1回の取扱いにおける仕分数分の登録がすべて行われた場合は、貨物取扱(改装・仕分)の登録が完了した旨を登録する。
- ④システムに蔵置料金の計算を行う旨の登録がされている場合は、以下の処理を行う。

・取扱回数処理

貨物の重量に応じて取扱回数の加算を行う。ただし、SP貨物の場合で、かつ取扱保税蔵置場がSP貨物取扱可能な保税蔵置場としてシステムに登録されている場合は、取扱回数の加算は行わない。

なお、情報仕分けの場合で、保税蔵置場の営業時間外に取扱が行われた場合でも、営業時間内に対する取扱回数を加算する。

- (イ) 時間延長の場合
貨物取扱（改装・仕分）の時間延長をした旨を登録する。
- (ウ) 取消しの場合
 - ①貨物取扱（改装・仕分）を行った旨を取り消す。
 - ②仕分け親の貨物または仕分けマスタの貨物である旨を取り消す。
- (b) 仕分けされたマスタの輸入貨物情報DB処理
入力されたAWB番号が仕分けマスタの貨物でない場合に、以下の処理を行う。
 - (ア) 登録の場合
仕分け子の貨物の件数を加算する。
 - (イ) 取消しの場合
取り消された仕分け子の貨物の件数を減算する。
- (c) 仕分け子の輸入貨物情報DB処理
払い出されたAWB番号（仕分け子）について、以下の処理を行う。
 - (ア) 登録の場合
 - ①輸入貨物情報を作成する。
 - ②仕分け子の旨を登録する。
 - ③仕分け親のAWB番号を登録する。なお、仕分け親の貨物がSP貨物の場合でも、仕分け子の貨物に対しSP貨物の旨は引き継がない。
 - (イ) 取消しの場合
AWB番号（仕分け子）に対する仕分け子の輸入貨物情報を削除する。
- (E) 貨物取扱（輸入）情報DB処理
 - (ア) 登録の場合
 - ①1回の取扱いにおける最初の登録の場合は、払い出された貨物取扱番号に対する貨物取扱（輸入）情報を作成する。
 - ②仕分け親のAWB番号を登録する。
 - ③仕分け子のAWB情報を登録する。
 - (イ) 取消しの場合
削除表示を設定する。
- (F) 出力情報出力処理
後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。
- (G) 注意喚起メッセージ出力処理
以下の場合、注意喚起メッセージとして出力する。
 - ①登録を行うには再送信が必要である。
 - ②呼出し業務から継続して実施した場合で、貨物取扱登録対象となる仕分け子が8件を超える。
 - ③本業務を直接入力した場合で、未登録の仕分け子が存在する。

6. 出力情報

(1) CHS業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報A	改装・仕分けまたは情報仕分けの場合	入力者
貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報B	時間延長の場合	入力者
貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報C	取消しの場合	入力者

(2) CHS01業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報A	以下の条件をすべて満たすとき、出力する。 （1）呼出し業務から継続して実施した （2）改装・仕分けである （3）未登録の仕分け子が存在する	入力者
貨物取扱控情報（輸入）B	改装・仕分け、情報仕分けまたは時間延長である場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）改装・仕分け、情報仕分けまたは時間延長である （2）入力者が取扱保税蔵置場の管理者でない （3）取扱保税蔵置場に出力要の旨が登録されている	取扱保税蔵置場
貨物取扱記録情報（輸入）B	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）改装・仕分け、情報仕分けまたは時間延長である （2）取扱保税蔵置場が他所蔵置場所でない	取扱保税蔵置場の管轄税関 （保税担当部門）
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）改装・仕分け、情報仕分けまたは時間延長である （2）取扱保税蔵置場が他所蔵置場所である	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
搬送指示情報（輸入）C	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）改装・仕分けまたは情報仕分けである （2）取扱保税蔵置場が他所蔵置場所でない （3）システムに搬送指示情報を出力する旨の登録がされている	取扱保税蔵置場
貨物取扱取消控情報（輸入）B	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）取消しである （2）入力者が税関以外である	入力者
貨物取扱取消確認情報（輸入）B	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）取消しである （2）入力者が税関である	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）取消しである （2）入力者が税関以外である	取扱保税蔵置場の管轄税関 （保税担当部門）

7. 特記事項

- (1) 本業務で取消しを行った仕分け子の枝番については、再度払い出しを行わないので留意すること。
- (2) 貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報Aに出力される仕分け子の枝番は、仮に払い出した枝番であり、登録業務を行った際に確定する。
- (3) 輸入申告中に本業務を行った場合は、仕分け親に対する輸入貨物情報と輸入申告情報のリンクを無効にするため、輸入申告変更を行う必要がある。
- (4) 輸入申告中で未許可の貨物に対する改装・仕分けを行った場合、輸入貨物情報と輸入申告情報のリンクは無効となるが、改装・仕分けが取り消された場合も当該リンクは無効のままとなるため、改装・仕分けが取り消されたAWB番号で輸入する場合は、輸入申告等手作業移行を行い、再度輸入申告を行う必要がある。